

JTSU-E 申10号『2020年度夏季手当に関する申し入れ』

第1回
団体交渉

趣旨説明を行う

5月29日開催

いよいよ夏季手当について、会社との団体交渉が始まりました。JTSU-Eは以下の通り、要求額を設定した根拠や組合員の主張を会社にぶつけています。それに対して会社は、新型コロナウイルスの不安と緊張の中で奮闘する私たちへの謝意は述べたものの、マイナス要因ばかりが目立つ主張を（例年通り？）してきました。

JTSU-E はここを主張！

■ 要求額設定の根拠

基準内賃金の2.7ヶ月+5万円を要求。2年連続でベアの基準に格差が持ち込まれたことへの是正と、通期連結決算で利益が出ていることに対する成果配分として、会社の支払い能力は十分にあると判断しています。

■ 特別手当を求めた根拠

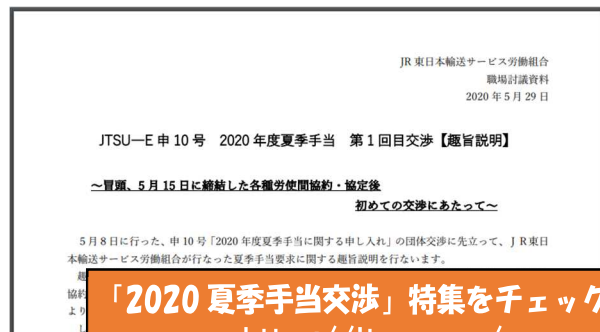
新型コロナウイルス感染の不安と向き合い、全ての仲間が各々の「生命」と「健康」を守りながら社会的使命を果たしています。私たちはエッセンシャル・ワーカーであり、日々危険と隣り合わせの環境下で働いており、その労に報いることを会社に求めています。

■ 今こそ人財へ投資を

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本中が働き方を変える事態に。そんな時だからこそ、JR東日本会社の企業価値を高める意味でも満額回答で人財への投資が必要なのです。

全ては職場討議資料に

JTSU-E ウェブサイトには、要求額設定の根拠等を詳しく説明した職場討議資料がアップされています。自信を持って満額回答を求めるために、ぜひ目を通してください！そして総力を挙げて本部交渉を支えましょう！



「2020夏季手当交渉」特集をチェック！
<https://jtsu-e.org/>

全ての仲間の奮闘に満額回答を！
三多摩支部の組合員総力で本部交渉を支えよう！